

改	正	後
---	---	---

(203) 更正の理由書（復興特別法人税（形式審査）用）（正本）

(正 本)

更 正 の 理 由

貴法人の復興特別法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、課税標準又は税額等を更正しました。

26. 06改正

更正の理由

貴法人の復興特別法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、課税標準又は税額等を更正しました。

26.06改正

改	正	前
---	---	---

(206) 更正の理由書（復興特別法人税（形式審査）用）（正本）

(正 本)

更 正 の 理 由

貴法人の復興特別法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、課税標準又は税額等を更正しました。

24.12改正

更正の理由	
貴法人の復興特別法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、課税標準又は税額等を更正しました。	

24. 12改正

改 正 後	改 正 前												
(231 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書) 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書 1 使用目的 「源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3P1A～1L, FCC3P2A～2L, FCC3P3A～3L, FCC3P4A～4L, FCC3P5A～5L, FCG5PC2) (以下「通知書」という。))は、①国税通則法第36条第1項第2号の規定による源泉所得税及び復興特別所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第3項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。 2 出力対象 「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」(FC G5PA1) (以下「本税徴収決議書」という。))又は「不納付加算税賦課決定決議書（特殊文書発送件名簿）」(FC C3PA2) (以下「加算税賦課決定決議書」という。)) (以下これらを「決議書」という。))により決裁を受けたものを対象として出力する。 3 出力時期 決議書により決裁を受けた後、出力する。 なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書発送件名簿出力」画面から発送要及び施行年月日の入力を行うことに留意する。 4 出力順序 次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。 (1) 本税徴収決議書 ①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④整理番号 (注) 本税徴収決議書の出力順と同じである。 (2) 加算税賦課決定決議書 決議番号 (注) 加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。 5 出力要領 (1) 出力様式 本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。 なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳 (以下「通知書裏面」という。)) を印字する。 (2) 主な出力項目の内容 イ 通知書 (共通部分) <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題</td><td>当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。</td></tr><tr><td>住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (法 人 名)</td><td>賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所 (所在地) 及び氏名 (法人名) を印字する。この場合、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所 (所在地) : 上段部分 (通知書) 漢字75文字、半角カナ150文字 中段部分 (領収済通知書) 漢字50文字、半角カナ100文字 氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書) 漢字45文字、半角カナ 90文字 中段部分 (領収済通知書) 漢字44文字、半角カナ 88文字 下段部分 (領収控兼払込取扱票) 漢字43文字、半角カナ 86文字</td></tr></table>	項 目	内 容	標 題	当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。	住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (法 人 名)	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所 (所在地) 及び氏名 (法人名) を印字する。この場合、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所 (所在地) : 上段部分 (通知書) 漢字75文字、半角カナ150文字 中段部分 (領収済通知書) 漢字50文字、半角カナ100文字 氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書) 漢字45文字、半角カナ 90文字 中段部分 (領収済通知書) 漢字44文字、半角カナ 88文字 下段部分 (領収控兼払込取扱票) 漢字43文字、半角カナ 86文字	(234 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書) 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書 1 使用目的 「源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3P1A～1L, FCC3P2A～2L, FCC3P3A～3L, FCC3P4A～4L, FCC3P5A～5L, FCG5PC2) (以下「通知書」という。))は、①国税通則法第36条第1項第2号の規定による源泉所得税及び復興特別所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第3項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。 2 出力対象 「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」(FC G5PA1) (以下「本税徴収決議書」という。))又は「不納付加算税賦課決定決議書（特殊文書発送件名簿）」(FC C3PA2) (以下「加算税賦課決定決議書」という。)) (以下これらを「決議書」という。))により決裁を受けたものを対象として出力する。 3 出力時期 決議書により決裁を受けた後、出力する。 なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書発送件名簿出力」画面から発送要及び施行年月日の入力を行うことに留意する。 4 出力順序 次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。 (1) 本税徴収決議書 ①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④整理番号 (注) 本税徴収決議書の出力順と同じである。 (2) 加算税賦課決定決議書 決議番号 (注) 加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。 5 出力要領 (1) 出力様式 本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。 なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳 (以下「通知書裏面」という。)) を印字する。 (2) 主な出力項目の内容 イ 通知書 (共通部分) <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題</td><td>当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。</td></tr><tr><td>住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (法 人 名)</td><td>賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所 (所在地) 及び氏名 (法人名) を印字する。 この場合、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所 (所在地) : 上段部分 (通知書) 漢字 75 文字、半角カナ 150 文字 中段部分 (領収済通知書) 漢字 50 文字、半角カナ 100 文字 氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書) 漢字 45 文字、半角カナ 90 文字 中段部分 (領収済通知書) 漢字 44 文字、半角カナ 88 文字 下段部分 (領収控兼払込取扱票) 漢字 43 文字、半角カナ 86 文字</td></tr></table>	項 目	内 容	標 題	当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。	住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (法 人 名)	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所 (所在地) 及び氏名 (法人名) を印字する。 この場合、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所 (所在地) : 上段部分 (通知書) 漢字 75 文字、半角カナ 150 文字 中段部分 (領収済通知書) 漢字 50 文字、半角カナ 100 文字 氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書) 漢字 45 文字、半角カナ 90 文字 中段部分 (領収済通知書) 漢字 44 文字、半角カナ 88 文字 下段部分 (領収控兼払込取扱票) 漢字 43 文字、半角カナ 86 文字
項 目	内 容												
標 題	当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。												
住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (法 人 名)	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所 (所在地) 及び氏名 (法人名) を印字する。この場合、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所 (所在地) : 上段部分 (通知書) 漢字75文字、半角カナ150文字 中段部分 (領収済通知書) 漢字50文字、半角カナ100文字 氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書) 漢字45文字、半角カナ 90文字 中段部分 (領収済通知書) 漢字44文字、半角カナ 88文字 下段部分 (領収控兼払込取扱票) 漢字43文字、半角カナ 86文字												
項 目	内 容												
標 題	当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「及び復興特別所得税」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「＊」(アスタリスク) を印字して抹消する。												
住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (法 人 名)	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所 (所在地) 及び氏名 (法人名) を印字する。 この場合、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所 (所在地) : 上段部分 (通知書) 漢字 75 文字、半角カナ 150 文字 中段部分 (領収済通知書) 漢字 50 文字、半角カナ 100 文字 氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書) 漢字 45 文字、半角カナ 90 文字 中段部分 (領収済通知書) 漢字 44 文字、半角カナ 88 文字 下段部分 (領収控兼払込取扱票) 漢字 43 文字、半角カナ 86 文字												

改正後			改正前		
(231 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)			(234 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)		
項 目		内 容	項 目		内 容
		下段部分(払込取扱票) 漢字20文字、半角カナ 40文字 下段部分(領収証書兼払込金受領証) 漢字43文字、半角カナ86文字 ※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。			下段部分(払込取扱票) 漢字 20 文字、半角カナ 40 文字 下段部分(領収証書兼払込金受領証) 漢字 43 文字、半角カナ 86 文字 ※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。
税 目		「源泉所得税」又は「源泉所得税及復興特別所得税」を印字する。	税 目		「源泉所得税」又は「源泉所得税及復興特別所得税」を印字する。
信 託 の 名 称		何も印字しない。	信 託 の 名 称		何も印字しない。
納 期 等 の 区 分		賦課決定を行う年月分の(自)(至)を印字する。	納 期 等 の 区 分		賦課決定を行う年月分の(自)(至)を印字する。
徴 定 区 分		「告知」(34)を印字する。	徴 定 区 分		「告知」(34)を印字する。
法 定 納 期 限		「内訳は裏面のとおりです。」を印字する。	法 定 納 期 限		「内訳は裏面のとおりです。」を印字する。
納 期 限		国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。	納 期 限		国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。
本 税		本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額(通知書裏面の「本税」欄に出力された()書の金額)は印字しない。	本 税		本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額(通知書裏面の「本税」欄に出力された()書の金額)は印字しない。
重 加 算 税		賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。	重 加 算 税		賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。
不 納 付 加 算 税		賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。	不 納 付 加 算 税		賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。
告 知 額 計		賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。	告 知 額 計		賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。
延 滞 税		通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。	延 滞 税		通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。
内 訳 説 明 及 び 補 完 表 示		(本税等の内訳は裏面のとおりです。)を印字する。 また、住所(所在地)又は氏名(法人名)に印字されない箇所がある場合には、「※」(アスタリスク)を印字する。	内 訳 説 明 及 び 補 完 表 示		(本税等の内訳は裏面のとおりです。)を印字する。 また、住所(所在地)又は氏名(法人名)に印字されない箇所がある場合には、「※」(アスタリスク)を印字する。
主 文		処分の種類ごとに次の定型文を印字する。	主 文		処分の種類ごとに次の定型文を印字する。 ① 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合(期限後自主納付) 貴法人(あなた)が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第2項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ② 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合(調査による自主納付) 貴法人(あなた)が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ③ 本税の納税の告知と合わせて不納付加算税を賦課決定する場合 今回納税の告知を行う本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第67条第1項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ④ 本税の納税の告知をする場合(加算税の賦課決定なし) 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ⑤ 重加算税の賦課決定がある場合 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。

改 正 後		改 正 前																													
(231 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)		(234 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)																													
<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>④ 本税の納税の告知をする場合 (加算税の賦課決定なし)</td><td>㊟ 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ㊟ 上記のとおり納付してください。</td></tr><tr><td>⑤ 重加算税の賦課決定がある場合</td><td>㊟ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ㊟ 上記のとおり納付してください。</td></tr><tr><td>第 号</td><td>本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。</td></tr><tr><td>平成 年 月 日</td><td>「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。</td></tr><tr><td>国 税 収 納 命 令 官</td><td>通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。</td></tr><tr><td>官 印</td><td>税務署長印を印字する。</td></tr><tr><td>納付場所及び不服申立て等について</td><td>納付場所及び教示文を印字する。</td></tr></table>		項 目	内 容	④ 本税の納税の告知をする場合 (加算税の賦課決定なし)	㊟ 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ㊟ 上記のとおり納付してください。	⑤ 重加算税の賦課決定がある場合	㊟ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ㊟ 上記のとおり納付してください。	第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。	平成 年 月 日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。	国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。	官 印	税務署長印を印字する。	納付場所及び不服申立て等について	納付場所及び教示文を印字する。	<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>第 号</td><td>本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。</td></tr><tr><td>平成 年 月 日</td><td>「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。</td></tr><tr><td>国 税 収 納 命 令 官</td><td>通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。</td></tr><tr><td>官 印</td><td>税務署長印を印字する。</td></tr><tr><td>納付場所及び不服申立て等について</td><td>納付場所及び教示文を印字する。</td></tr></table>		項 目	内 容	第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。	平成 年 月 日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。	国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。	官 印	税務署長印を印字する。	納付場所及び不服申立て等について	納付場所及び教示文を印字する。
項 目	内 容																														
④ 本税の納税の告知をする場合 (加算税の賦課決定なし)	㊟ 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ㊟ 上記のとおり納付してください。																														
⑤ 重加算税の賦課決定がある場合	㊟ 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。 ㊟ 上記のとおり納付してください。																														
第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。																														
平成 年 月 日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。																														
国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。																														
官 印	税務署長印を印字する。																														
納付場所及び不服申立て等について	納付場所及び教示文を印字する。																														
項 目	内 容																														
第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。																														
平成 年 月 日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。																														
国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。																														
官 印	税務署長印を印字する。																														
納付場所及び不服申立て等について	納付場所及び教示文を印字する。																														
ロ 領収済通知書		ロ 領収済通知書																													
<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>年 度</td><td>所属する会計年度を印字する。</td></tr><tr><td>税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号</td><td>通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。</td></tr><tr><td>整 理 番 号</td><td>賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。</td></tr><tr><td>合 計 額</td><td>賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。</td></tr></table>		項 目	内 容	年 度	所属する会計年度を印字する。	税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。	整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。	合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。	<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>年 度</td><td>所属する会計年度を印字する。</td></tr><tr><td>税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号</td><td>通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。</td></tr><tr><td>整 理 番 号</td><td>賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。</td></tr><tr><td>合 計 額</td><td>賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。</td></tr></table>		項 目	内 容	年 度	所属する会計年度を印字する。	税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。	整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。	合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。								
項 目	内 容																														
年 度	所属する会計年度を印字する。																														
税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。																														
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。																														
合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。																														
項 目	内 容																														
年 度	所属する会計年度を印字する。																														
税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。																														
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。																														
合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。																														
ハ 領収控兼払込取扱票等		ハ 領収控兼払込取扱票等																													
<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 用 バ ー コ ー ド</td><td>合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。</td></tr><tr><td>収 納 代 行</td><td>コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。</td></tr><tr><td>バ ー コ ー ド 有 効 期 限</td><td>コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。</td></tr></table>		項 目	内 容	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 用 バ ー コ ー ド	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。	収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。	バ ー コ ー ド 有 効 期 限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。	<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 用 バ ー コ ー ド</td><td>合計額が 30 万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が 30 万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。</td></tr><tr><td>収 納 代 行</td><td>コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。</td></tr><tr><td>バ ー コ ー ド 有 効 期 限</td><td>コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。</td></tr></table>		項 目	内 容	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 用 バ ー コ ー ド	合計額が 30 万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が 30 万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。	収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。	バ ー コ ー ド 有 効 期 限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。												
項 目	内 容																														
コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 用 バ ー コ ー ド	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。																														
収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。																														
バ ー コ ー ド 有 効 期 限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。																														
項 目	内 容																														
コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 用 バ ー コ ー ド	合計額が 30 万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が 30 万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。																														
収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。																														
バ ー コ ー ド 有 効 期 限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。																														

改 正 後				改 正 前					
(231 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)				(234 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)					
ニ 通知書裏面				ニ 通知書裏面					
項 目		内 容		項 目		内 容			
整 理 番 号		賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号(通知書と同じ。)を印字する。		整 理 番 号		賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号(通知書と同じ。)を印字する。			
納 期 等 の 区 分	所 得 種 類	所得種類に応じて、次表の「名称」欄のとおり表示する。		納 期 等 の 区 分	所 得 種 類	所得種類に応じて、次表の「名称」欄のとおり表示する。			
		名 称	所 得 種 類			名 称	所 得 種 類		
		給 与	俸給・給料等			匿 名 組 合	匿名組合契約		
		退 職	退職手当等			配 当	配当等		
		報 酬	報酬・料金等			定 期 積 金	定期積金等		
		公 的 年 金	公的年金等			懸 賞 金 等	懸賞金等		
		生 命 保 険	生命・損害保険契約等			上 場 株 式	上場株式等		
		非居住者	非居住者・外国法人			償 還 差 益	償還差益		
		利 子	利子等						
	年 月 分		支払年月を印字する		年 月 分		支払年月を印字する		
納 付 年 月 日		法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注) 本税徴収のときは印字しない。		納 付 年 月 日		法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注) 本税徴収のときは印字しない。			
法 定 納 期 限		「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。		法 定 納 期 限		「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。			
本 税		本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を() 書きで印字する。		本 税		本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を() 書きで印字する。			
不 納 付 加 算 税 等	区 分	重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。		不納付 加算税 等	区 分	重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。			
	税 額	「本税」欄に出力された金額(万円未満の端数切り捨て)に基づき5%(期限後自主納付)、10%(非違分)又は35%(重加算税賦課分)の加算税率を乗じた加算税額を印字する。			税 額	「本税」欄に出力された金額(万円未満の端数切り捨て)に基づき5%(期限後自主納付)、10%(非違分)又は35%(重加算税賦課分)の加算税率を乗じた加算税額を印字する。			
延 滞 税		次の算式により計算した金額を印字する。 本税額(万円未満の端数切り捨て) × 延滞税の割合 × 期間(日数) = 延滞税額 3 6 5 (注) 1 期間(日数)は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの期間(日数)(不納付加算税に係るものは1年を限度とする。)である。 2 本税徴収を行う場合は印字しない。 3 延滞税の割合は、年7.3%(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)となる。 ただし、平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1月1日～12月31日)で、以下のとおり適用することになる。 (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」 ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」 (2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合		延 滞 税		延 滞 税		次の算式により計算した金額を印字する。 本税額(万円未満の端数切り捨て) × 延滞税の割合 × 期間(日数) = 延滞税額 3 6 5 (注) 1 期間(日数)は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの期間(日数)(不納付加算税に係るものは1年を限度とする。)である。 2 本税徴収を行う場合は印字しない。 3 延滞税の割合は、年7.3%(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)となる。 ただし、平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1月1日～12月31日)で、以下のとおり適用することになる。 (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」 ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」 (2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合 ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合 (注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。	

改正後	改正前								
(231 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書) <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td></td><td> ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合 (注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 </td></tr></table> 6 記載事項 (1) 主文の項目に「⑤ 重加算税の賦課決定がある場合等」の定型文が印字された場合には、処分の内容を確認し、次により補正する。 なお、本税の納税の告知並びに重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合は補正する必要はない。 イ 本税の納税の告知及び重加算税の賦課決定を行う場合『』及び「不納付加算税」』の部分を抹消する。 ロ 調査により自主納付された本税に対し、重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。 ハ 調査により自主納付された本税に対し、重加算税のみの賦課決定を行う場合『』及び「不納付加算税」』及び「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。 ニ 本税の納税の告知及び不納付加算税の賦課決定を行う場合『「重加算税」及び』の部分を抹消する。 ホ 本税の納税の告知のみを行う場合『上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。』及び「及び加算税賦課決定』の部分を抹消する。 ヘ 調査により自主納付された本税に対し、不納付加算税のみの賦課決定を行う場合『「重加算税」及び』及び「本税の納税の告知及び』の部分を抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。 イ 通知書の「住所（所在地）」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、〇〇国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する。 ロ 通知書に印字された教示文を抹消する。 ハ 次により記載した教示文を同封する。 (イ) 「…2月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する国税局名を記載する。 (ロ) 「…（提出先は ）の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。 7 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。	項 目	内 容		ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合 (注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	(234 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書) <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td></td><td> 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 </td></tr></table> 6 記載事項 (1) 主文の項目に「⑤ 重加算税の賦課決定がある場合等」の定型文が印字された場合には、処分の内容を確認し、次により補正する。 なお、本税の納税の告知並びに重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合は補正する必要はない。 イ 本税の納税の告知及び重加算税の賦課決定を行う場合「『及び「不納付加算税」』」の部分を抹消する。 ロ 調査により自主納付された本税に対し、重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。 ハ 調査により自主納付された本税に対し、重加算税のみの賦課決定を行う場合「『及び「不納付加算税」』及び「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。 ニ 本税の納税の告知及び不納付加算税の賦課決定を行う場合「『「重加算税」及び』」の部分を抹消する。 ホ 本税の納税の告知のみを行う場合「『上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。』及び「及び加算税賦課決定』」の部分を抹消する。 ヘ 調査により自主納付された本税に対し、不納付加算税のみの賦課決定を行う場合「『「重加算税」及び』及び「本税の納税の告知及び』」の部分を抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。 イ 通知書の「住所（所在地）」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、〇〇国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する。 ロ 通知書に印字された教示文を抹消する。 ハ 次により記載した教示文を同封する。 (イ) 「…2月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する国税局名を記載する。 (ロ) 「…（提出先は ）の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。 7 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。	項 目	内 容		4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
項 目	内 容								
	ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合 (注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。								
項 目	内 容								
	4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。								

改 正 後

(232 処分の理由書 (署内調査 (未納整理)) (正本))

処分の理由

別紙

本納税告知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、貴法			
人（あなた）に	年 月 日付	第 号	「納付すべき所得税額の確認等につ
いて」により確認させていただいた、俸給・給料等（賞与）、税理士報酬等の支払に係る			
源泉所得税及び復興特別所得税であり、法定納期限までに納付がされていないと認められ			
ますので、国税通則法第36条の規定により納税の告知を行います。			

(以下余白)

改 正 前

(232 処分の理由書 (署内調査 (未納整理)) (正本))

(新 設)

改

正

後

(254)

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等

税務署受付印

〒

住所（居所）

税務署長 殿

〒

氏 名

職 業

年 月 日提出

電話（ ）ー

この欄には書かないでください。

索引番号

平成

年分

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等

1

被害の状況

あなたが受けた被害の状況を、次の欄に書き入れてください。
なお、①及び②の損害割合が50%未満のときは提出できません。

災害の 原 因	被 害 を 受けた日	被災財産の所在地	被災直前の価額 A	損 害 額 (A×被害割合) B	保険金などで補 てんされる金額 C	差引損害額 (B－C) D	損害割合 (D/A) E
・ ・			住				%
			宅				
			家 財				%

2

所得の見積額

あなたの今年の所得の見積額を、次の欄に書き入れてください。
なお、③の金額が1,000万円を超えるときは提出できません。

所得の種類	種 目	所得の生ずる場所	収 入 金 額 A	必要経費等 B	事業専従者 控 除 額 C	所得金額 (A－B－C)
			円	円	円	円
合 計（租税特別措置法の規定により分離課税となる利子所得及び一定の配当所得などは除きます。）						

3

徴収猶予期間又は還付金額等

あなたが徴収猶予又は還付を受けようとする給与等、公的年金等、報酬等の別及びその支払者の名称並びに徴収猶予を受けようとする期間又は還付を受けようとする金額を書き入れてください。

給与等、公的年金等、報酬等の別	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の名称	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の所在地

（裏面を参照）

徴収猶予期間	還付を受けようとする額	イ 銀行等
・ ・ から ・ ・ まで	円	銀行 本店・本所 金庫・組合 出張所 農協・漁協 支店・支所 預金 口座番号
	※ 還付される税金の受取場所を 右記に書き入れてください。	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号 ー ハ 郵便局等窓口

4

支払者の証明

あなたが給与等又は公的年金等について徴収された税額の還付を受けようとする場合には、次の欄に給与等又は公的年金等の支払者の証明を受けてください。

給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日	平成 年 月 日
今年の1月からこの申請書を受け付けた日までの間に、申請者に支払った給与等又は公的年金等から徴収した税額（内訳は別紙のとおり。）	円
上の税額の納付先税務署長	税務署長
(支払者の証明) 上記のとおり相違ありません。 所在地 平成 年 月 日 給与等又は公的年金等の支払者の 名 称	

※

税務署処理欄（この欄には書かないでください。）

起案	・ ・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	管理部門	通 信	日 付	印	確 認	印
決裁	・ ・							年 月 日				
調査事項	区 分	災害直前の価額	損 害 額	補てん金額	差引損害額	損害割合	(摘要)					
	住 宅	円	円	円	円	%						
	家 財											
処理区分	還 付	承認 ・ 却 下	(還付税額) 円	却 下 事由								
	徴収猶予	承認 ・ 却 下	(猶予期間) 自 至 ・ ・ 全額・半額									

26.06

改正

改

正

前

(256)

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等

税務署長 殿

〒

住所（居所）

年 月 日提出

氏 名

職 業

電話（ ）ー

この欄には書かないでください。

索引番号

平成

年分

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等

1

被害の状況

あなたが受けた被害の状況を、次の欄に書き入れてください。
なお、①及び②の損害割合が50%未満のときは提出できません。

災害の 原 因	被 害 を 受けた日	被災財産の所在地	被災直前の価額 A	損 害 額 (A×被害割合) B	保険金などで補 てんされる金額 C	差引損害額 (B－C) D	損害割合 (D/A) E
・ ・			住				%
			宅				
			家 財				%

2

所得の見積額

あなたの今年の所得の見積額を、次の欄に書き入れてください。
なお、③の金額が1,000万円を超えるときは提出できません。

所得の種類	種 目	所得の生ずる場所	収 入 金 額 A	必要経費等 B	事業専従者 控 除 額 C	所得金額 (A－B－C)
			円	円	円	円
合 計（租税特別措置法の規定により分離課税となる利子所得及び一定の配当所得などは除きます。）						

3

徴収猶予期間又は還付金額等

あなたが徴収猶予又は還付を受けようとする給与等、公的年金等、報酬等の別及びその支払者の名称並びに徴収猶予を受けようとする期間又は還付を受けようとする金額を書き入れてください。

給与等、公的年金等、報酬等の別	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の名称	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の所在地

（裏面を参照）

徴収猶予期間	還付を受けようとする額	イ 銀行等
・ ・ から ・ ・ まで	円	銀行 本店・本所 金庫・組合 出張所 農協・漁協 支店・支所 預金 口座番号
	※ 還付される税金の受取場所を 右記に書き入れてください。	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号 ー ハ 郵便局等窓口

4

支払者の証明

あなたが給与等又は公的年金等について徴収された税額の還付を受けようとする場合には、次の欄に給与等又は公的年金等の支払者の証明を受けてください。

給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日	平成 年 月 日
今年の1月からこの申請書を受け付けた日までの間に、申請者に支払った給与等又は公的年金等から徴収した税額（内訳は別紙のとおり。）	円
上の税額の納付先税務署長	税務署長
(支払者の証明) 上記のとおり相違ありません。 所在地 平成 年 月 日 給与等又は公的年金等の支払者の 名 称	

※

税務署処理欄（この欄には書かないでください。）

起案	・ ・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	管理部門	通 信	日 付	印	確 認	印
決裁	・ ・							年 月 日				
調査事項	区 分	災害直前の価額	損 害 額	補てん金額	差引損害額	損害割合	(摘要)					
	住 宅	円	円	円	円	%						
	家 財											
処理区分	還 付	承認 ・ 却 下	(還付税額) 円	却 下 事由								
	徴収猶予	承認 ・ 却 下	(猶予期間) 自 至 ・ ・ 全額・半額									

24.12

改正

（規格A4）

（規格A4）

改 正 後														改 正 前																																																							
(268) 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付（追加）申請書																												(270) 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付（追加）申請書																																									
外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の 免 除 証 明 書 交 付 （ 追 加 ） 申 請 書																												外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の 免 除 証 明 書 交 付 （ 追 加 ） 申 請 書																																									
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿														※整理番号														税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿														※整理番号																											
法人納税地（フリガナ） 名称又は氏名														法人納税地（フリガナ） 名称又は氏名														法人納税地（フリガナ） 名称又は氏名														法人納税地（フリガナ） 名称又は氏名																											
所在地又は住所														所在地又は住所														所在地又は住所														所在地又は住所																											
代表者その他の責任者の氏名														代表者その他の責任者の氏名														代表者その他の責任者の氏名														代表者その他の責任者の氏名																											
納税管理人の氏名														納税管理人の氏名														納税管理人の氏名														納税管理人の氏名																											
① 所得税法第180条第1項に規定する 部の交付を 追加申請書の場合 所得税法第214条第1項 証明書 申請します。 (当初の申請書の提出年月日) 租税特別措置法施行令第3条の3第2項														① 所得税法第180条第1項に規定する 部の交付を 追加申請書の場合 所得税法第214条第1項 証明書 申請します。 (当初の申請書の提出年月日) 租税特別措置法施行令第3条の3第2項														① 所得税法第180条第1項に規定する 部の交付を 追加申請書の場合 所得税法第214条第1項 証明書 申請します。 (当初の申請書の提出年月日) 租税特別措置法施行令第3条の3第2項														① 所得税法第180条第1項に規定する 部の交付を 追加申請書の場合 所得税法第214条第1項 証明書 申請します。 (当初の申請書の提出年月日) 租税特別措置法施行令第3条の3第2項																											
② 本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所														② 本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所														② 本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所														② 本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所																											
③ 非居住者で国内に居所がある場合のその居所														③ 非居住者で国内に居所がある場合のその居所														③ 非居住者で国内に居所がある場合のその居所														③ 非居住者で国内に居所がある場合のその居所																											
④ 法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日														④ 法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日														④ 法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日														④ 法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日																											
⑤ 会社法第933条第1項、旧商法第479条第1項、旧有限会社法第76条又は民法第37条第1項に規定する登記をした年月日														⑤ 会社法第933条第1項、旧商法第479条第1項、旧有限会社法第76条又は民法第37条第1項に規定する登記をした年月日														⑤ 会社法第933条第1項、旧商法第479条第1項、旧有限会社法第76条又は民法第49条第1項に規定する登記をした年月日														⑤ 会社法第933条第1項、旧商法第479条第1項、旧有限会社法第76条又は民法第49条第1項に規定する登記をした年月日																											
⑥ 支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得に含まれる事情の概要														⑥ 支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得に含まれる事情の概要														⑥ 支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得に含まれる事情の概要														⑥ 支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得に含まれる事情の概要																											
⑦ 当社（私）は ☐ 所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実に行います。 ☐ 所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実に行います。														⑦ 当社（私）は ☐ 所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実に行います。 ☐ 所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実に行います。														⑦ 当社（私）は ☐ 所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実に行います。 ☐ 所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実に行います。														⑦ 当社（私）は ☐ 所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実に行います。 ☐ 所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実に行います。																											
⑧ 所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要														⑧ 所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要														⑧ 所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要														⑧ 所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要																											
⑨ 外国法人の国内において行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要														⑨ 外国法人の国内において行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要														⑨ 外国法人の国内において行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要														⑨ 外国法人の国内において行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要																											
⑩ 証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者及びその支払を受ける事務所等														所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地														所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地														所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地																											
氏名・名称														住所・所在地														所得の種類														見込期間																											
⑪ 租税特別措置法第8条に規定する外国銀行等が同法の適用を受ける場合には、その利子又は収益の分配の主たる支払者の名称及び事務所等														利子等の支払者の名称														住所														支払を受ける見込期間														所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地													
⑫ 証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項第2号若しくは第3号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項第2号若しくは第3号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人（者）のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情																																																																					
税 理 士 署 名 押 印														㊞														税 理 士 署 名 押 印														㊞																											
※ 起 案 . . 署 長 副署長 統括官 担当者 整理簿 処理内容 交付 ・ 不交付																												※ 起 案 . . 署 長 副署長 統括官 担当者 整理簿 処理内容 交付 ・ 不交付																																									
決 裁 . . 交付 部 数 部																												決 裁 . . 交付 部 数 部																																									
(摘要)														通知書 交付 事 証明 書 番 号 ~														(摘要)														通知書 交付 事 証明 書 番 号 ~																											
														交付 年月日 . .																												交付 年月日 . .																											
26.06 改正																												24.12 改正														(源 1 4 3 1)																											

改 正 後

(307 簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書)

簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書

① 平成 年 月 日 国 税 庁 長 官 殿	②	主たる事務所の所在地	〒
	申	納税地	〒
	請	(フリガナ) 名 称	㊟
	者	(フリガナ) 代表者の氏名	㊟

所得税法施行令第 319 条の 10 第 1 項の規定により所得税法第 203 条の 5 第 2 項に規定する申告書の提出について承認を受けたいので、この旨申請します。

③ 所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由

〔受理しようとするその申告書の書式及びその記載要領を添付してください。〕

④ 申請日の属する年に受理した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された事項の記録の方法及びその内容並びにその記録に関する書類の保存状況

[illegible]

⑥	申請日における公的年金等の受給者数	人
---	-------------------	---

⑦	⑥の受給者のうち所得税法第 203 条の 6 の規定により公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を要しないこととされる者の数	人
---	--	---

※税務署処理欄

通信日付印

確認印

26. 06 改正

改 正 前

(306 簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書)

簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書

① 平成 年 月 日 国 税 庁 長 官 殿	② 申 請 者	主たる事務所の所在地	〒
		納税地	〒
		(フリガナ) 名 称	
		(フリガナ) 代表者の氏名	

所得税法施行令第319条の8第1項の規定により所得税法第203条の5第2項に規定する申告書の提出について承認を受けたいので、この旨申請します。

③ 所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由

「受理しようとするその申告書の書式及びその記載要領を添付してください。」

④ 申請日の属する年に受理した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された事項の記録の方法及びその内容並びにその記録に関する書類の保存状況

[illegible]

⑥	申請日における公的年金等の受給者数	人
---	-------------------	---

⑦	⑥の受給者のうち所得税法第 203 条の 6 の規定により公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を要しないこととされる者の数	人
---	--	---

※税務署処理欄

通信日付印

確認印

18. 06 改正

(規格 A 4)

改

正

後

(313 適格外国仲介業者の承認申請書)

付

受

印

適格外国仲介業者の承認申請書

APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第7項第4号若しくは第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第4号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

この申請書の記載に当たっては、3頁の注意事項を参照してください。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 7 of Article 5-2 or subparagraph 4 of paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time. See instructions on the page 3

提出日：_____

国 税 庁 整 理 欄

For official use only

承認：有、無

国税庁長官 殿

To：The Commissioner National Tax Agency

☐ 振替国債の場合

In the case of Book-entry transfer Japanese Government Bonds (JGBs)

☐ 振替地方債及び振替社債等の場合

In the case of Book-entry transfer Japanese Local Government Bonds (JLGBs) and Japanese Corporate Bonds,etc (JCBs)

1 申請をする者に関する事項；
Details of applicant

(フリガナ) Japanese syllabary 名 称 Name		(_____) 代表者名President's Name	
		担当者Name of contact person	部署Section
		電話番号Telephone number	

住	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head or main office	(所在国) Country	
所	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	(所在国) Country	
地 Add- ress	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(所在国) Country	

適用を受ける租税条約その他日本国が締結した国際約束(情報交換規定を有するものに限る。)に関する事項

Applicable Income Tax Convention and other international agreements:
i) to which Japan is a partner ; and
ii) which has an Article of Exchange of Information ; and
iii) under which the Applicant is regarded as resident corporation of a contracting state other than Japan.

日本国と
The Income Tax Convention and other international agreements
between Japan and
_____との間の租税条約その他国際約束

日本国内の恒久的施設 の状況 Permanent establish- ment in Japan	☐ 有	名 称 Name	担当者Name of contact person	部署Section	電話番号Telephone number	
	If “Yes”	所 在 地 Address	開業申請書提出年月日(. .) Date of submission of Opening Business Application in Japan			
		☐ 無	国内の事務所等の名称 Name of office in Japan	担当者Name of contact person	部署Section	電話番号Telephone number
		If “No”	所 在 地 Address			

改

正

前

(312 適格外国仲介業者の承認申請書)

付

受

印

適格外国仲介業者の承認申請書

APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第7項第4号若しくは第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第5号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

この申請書の記載に当たっては、3頁の注意事項を参照してください。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 or subparagraph 5 of paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time. See instructions on the page 3

提出日：_____

国 税 庁 整 理 欄

For official use only

承認：有、無

国税庁長官 殿

To：The Commissioner National Tax Agency

☐ 振替国債の場合

In the case of Book-entry transfer Japanese Government Bonds (JGBs)

☐ 振替地方債及び振替社債等の場合

In the case of Book-entry transfer Japanese Local Government Bonds (JLGBs) and Japanese Corporate Bonds,etc (JCBs)

1 申請をする者に関する事項；
Details of applicant

(フリガナ) Japanese syllabary 名 称 Name		(_____) 代表者名President's Name	
		担当者Name of contact person	部署Section
		電話番号Telephone number	

住	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head or main office	(所在国) Country	
所	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	(所在国) Country	
地 Add- ress	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(所在国) Country	

適用を受ける租税条約その他日本国が締結した国際約束(情報交換規定を有するものに限る。)に関する事項

Applicable Income Tax Convention and other international agreements:
i) to which Japan is a partner ; and
ii) which has an Article of Exchange of Information ; and
iii) under which the Applicant is regarded as resident corporation of a contracting state other than Japan.

日本国と
The Income Tax Convention and other international agreements
between Japan and
_____との間の租税条約その他国際約束

日本国内の恒久的施設 の状況 Permanent establish- ment in Japan	☐ 有	名 称 Name	担当者Name of contact person	部署Section	電話番号Telephone number	
	If “Yes”	所 在 地 Address	開業申請書提出年月日(. .) Date of submission of Opening Business Application in Japan			
		☐ 無	国内の事務所等の名称 Name of office in Japan	担当者Name of contact person	部署Section	電話番号Telephone number
		If “No”	所 在 地 Address			

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

(313 適格外国仲介業者の承認申請書)

特定国外営業所等
Specified Foreign
Branches (SFBs)

右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。
If you have more than five SFBs, you may write in separate sheet and attach it with this application

☐ : 別紙添付有り
separate sheet attached

名 称
Name

所 在 地
Address

名 称
Name

所 在 地
Address

名 称
Name

所 在 地
Address

名 称
Name

所 在 地
Address

2 申請者又は申請者が口座の開設を受けている外国間接口座管理機関等が口座の開設を受けている特定振替機関等の国内にある営業所等に関する事項 ;
Branch or office located in Japan of specified book entry transfer institution,etc that established an account of the Book-entry JGBs or JLGBs and JCBs in Japan for the applicant, or the Foreign Indirect Participant or Foreign Re-Indirect Participant which established an account of the Book-entry JGBs or JLGBs and JCBs for the applicant.

特定振替機関等の国内にある営業所等

Branch or office located in Japan of specified book entry transfer institution,etc

名 称
Name

所 在 地
Address

名 称
Name

所 在 地
Address

名 称
Name

所 在 地
Address

3 代理人に関する事項 ;
Details of the Agent

代 理 人 の 資 格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
☐ 納税管理人 ※ Tax Agent ☐ その他の代理人 Other Agent	住所 (居所・所在地) Domicile or (Residence location)	(電話番号 Telephone Number)
		税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the tax payer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc , under the provisions of the General Law for National Taxes.

4 その他参考となるべき事項 ;
Other relevant matters

5 誓約 ;
私は、次のことにつき、偽りがなく真実であることを誓約します。
① 申請者は、「1 適用を受ける租税条約その他日本国が締結した国際約束に関する事項」に記載した租税条約の締約国又は締約者の法人であること
② 申請書の記載事項に変更 (異動) があった場合は、日本銀行又は (株) 証券保管振替機構を経由して速やかに届け出ること
③ 本申請に基づく非課税の適用に関して税務署長の資料提出要求が行われた場合に遅滞なくこれを提出すること
④ 非課税適用申告書の提出があった場合に、租税特別措置法第5条の2第13項 (第5条の3第5項において準用する場合を含む。) に規定するところにより確認を行うこと
⑤ 租税特別措置法第5条の2第16項に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第17項、第18項、第21項、第23項若しくは第24項に規定する通知を行うこと

日 付
Date _____

申請者の署名、
Signature of the applicant (authorized official thereof) _____

又はその代理人の署名
or its authorized Agent _____

5 Certification
I hereby declare that the below statements are true and correct.
i I am a resident corporation of a contracting state of a tax treaty to which Japan is a partner, as mentioned in 1 above.
ii In case of any alternation to the description in this application form, I will report them to, or file a new application form with, the District Director of each Tax Office via Bank of Japan or Japan Securities Depository Center, Inc.(JASDEC) without delay.
iii In case where the District Director require to submit documents as to applying tax exemption under article 5-2 of the Special Taxation measures Law(STML), I will cooperate to do so without delay.
iv In case of submitting Tax Exemption Application, I will confirm the contents of applications in accordance with the paragraph 13 of Article 5-2 including the case applied under the paragraph 5 of Article 5-3 of the STML.
v I will keep books, make records there in or preserve the books pursuant to the provision of paragraph 16 of Article 5-2 or give notice pursuant to the provisions of paragraph 17, 18, 21, 23 or 24 of that Article.

(312 適格外国仲介業者の承認申請書)

(同 左)

改 正 後

(313) 適格外国仲介業者の承認申請書

「適格外国仲介業者の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

申請書の提出について

- 1 この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第7項第4号若しくは同法第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第4号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。
- 2 この申請書は、振替国債にあっては日本銀行を経由して、振替地方債及び振替社債等においては（株）証券保管振替機構を経由して国税庁長官に提出してください。
- 3 適格外国仲介業者の承認書を所持していない場合、この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する際は、その委任関係を証する委任状をその邦訳文とともに添付してください。
- 4 この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。
- 5 国税庁長官から適格外国仲介業者の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
☐ : 国税庁長官による公表を希望しない

申請書の記載について

- 6 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

Submission of the FORM

- 1 This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 7 of Article 5-2 or subparagraph 4 of paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time.
- 2 This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via Bank of Japan in the case of JGBs, and to the District Director of the tax office in each issuers' location via JASDEC in the case of JLGs and JCBs.
- 3 An Agent, other than the Tax Agent, must attach a power of attorney, together with its Japanese translation without approval papers of Qualified Foreign Intermediary.
- 4 If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the Commissioner National Tax Agency until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.
- 5 If applicant does not desire an announcement of the approval by Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Foreign Intermediary, check the next box.
☐ : no announcement desired

Completion of the FORM

- 6 Applicable boxes must be checked.

☐ 振替国債の場合 (In the case of JGBs)

- ・ 日本銀行の証明;
Certification of the Bank of Japan

証 明 書
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の外国間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Participant in the JGB Book-entry System.

Date _____ Signature of authorized official, the Bank of Japan _____

☐ 振替地方債及び振替社債等の場合 (In the case of JLGs and JCBs)

- ・ (株)証券保管振替機構の証明;
Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の外国間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing.

Date _____ Signature of authorized official, JASDEC _____

改 正 前

(312) 適格外国仲介業者の承認申請書

「適格外国仲介業者の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

注 意 事 項

申請書の提出について

- 1 この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第5項第4号若しくは同法第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第5号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。
- 2 この申請書は、振替国債にあっては日本銀行を経由して、振替地方債及び振替社債等においては（株）証券保管振替機構を経由して国税庁長官に提出してください。
- 3 適格外国仲介業者の承認書を所持していない場合、この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する際は、その委任関係を証する委任状とその邦訳文とともに添付してください。
- 4 この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。
- 5 国税庁長官から適格外国仲介業者の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
□：国税庁長官による公表を希望しない

申請書の記載について

- 6 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

Submission of the FORM

- 1 This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 or subparagraph 5 of paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time.
- 2 This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via Bank of Japan in the case of JGBs, and to the District Director of the tax office in each issuers' location via JASDEC in the case of JLGs and JCBs.
- 3 An Agent, other than the Tax Agent, must attach a power of attorney, together with its Japanese translation without approval papers of Qualified Foreign Intermediary.
- 4 If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the Commissioner National Tax Agency until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.
- 5 If applicant does not desire an announcement of the approval by Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Foreign Intermediary, check the next box.
□ : no announcement desired

Completion of the FORM

- 6 Applicable boxes must be checked.

☐ 振替国債の場合 (In the case of JGBs)

- ・ 日本銀行の証明;
Certification of the Bank of Japan

証 明 書
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の外国間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Participant in the JGB Book-entry System.

Date _____ Signature of authorized official, the Bank of Japan _____

☐ 振替地方債及び振替社債等の場合 (In the case of JLGs and JCBs)

- ・ (株)証券保管振替機構の証明;
Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の外国間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing.

Date _____ Signature of authorized official, JASDEC _____

改 正 後		改 正 前	
(316 適格外国仲介業者の承認取消通知書（取消）） 所在地 名 称 代氏 表者名 課法 平成 年 月 日 殿 国 税 庁 長 官 財務事務官 ㊟ 適 格 外 国 仲 介 業 者 の 承 認 取 消 通 知 書 （ 取 消 ） 貴社は、租税特別措置法第5条の2第8項及び同法第5条の3第5項に規定する以下の事実が生じたものと認められますから、同法第5条の2第9項及び同法第5条の3第5項の規定に基づき適格外国仲介業者の承認を取り消しましたから通知します。 (該当事実) ☐ 遅滞なく税務署長から求められた書類を提出しなかったこと ☐ 申請書類に不備又は不実の記載があること ☐ 国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること ☐ 振替国債、分離振替国債、振替地方債及び特定振替社債等に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は特定振替機関等に対して振替記載等がされた日等の通知を行うことが困難と認められること ☐ その他（ ） (規格A4) 26.06 改正		(315 適格外国仲介業者の承認取消通知書（取消）） 所在地 名 称 代氏 表者名 課法 平成 年 月 日 殿 国 税 庁 長 官 財務事務官 ㊟ 適 格 外 国 仲 介 業 者 の 承 認 取 消 通 知 書 （ 取 消 ） 貴社は、租税特別措置法第5条の2第6項及び同法第5条の3第5項に規定する以下の事実が生じたものと認められますから、同法第5条の2第7項及び同法第5条の3第5項の規定に基づき適格外国仲介業者の承認を取り消しましたから通知します。 (該当事実) ☐ 遅滞なく税務署長から求められた書類を提出しなかったこと ☐ 申請書類に不備又は不実の記載があること ☐ 国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること ☐ 振替国債、分離振替国債、振替地方債及び特定振替社債等に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は特定振替機関等に対して振替記載等がされた日等の通知を行うことが困難と認められること ☐ その他（ ） (規格A4) 24.12 改正	

改 正 後		改 正 前	
(324 適格口座管理機関の承認取消通知書（取消）） 所在地 名 称 代氏表者名 課法 平成 年 月 日 殿 国 税 庁 長 官 財務事務官 印 適 格 口 座 管 理 機 関 の 承 認 取 消 通 知 書 （ 取 消 ） 貴社は、租税特別措置法第5条の2第19項及び同法第5条の3第5項に規定する以下の事実が生じたものと認められますから、同法第5条の2第20項及び同法第5条の3第5項の規定に基づき適格外国仲介業者の承認を取り消しましたから通知します。 (該当事実) ☐ 申請書類に不備又は不実の記載があること ☐ 適格外国仲介業者による通知に係る確認を行うこと又は支払調書を提出することが困難と認められること ☐ その他（ ） (規格A4) 26.06改正		(323 適格口座管理機関の承認取消通知書（取消）） 所在地 名 称 代氏表者名 課法 平成 年 月 日 殿 国 税 庁 長 官 財務事務官 印 適 格 口 座 管 理 機 関 の 承 認 取 消 通 知 書 （ 取 消 ） 貴社は、租税特別措置法第5条の2第17項及び同法第5条の3第5項に規定する以下の事実が生じたものと認められますから、同法第5条の2第18項及び同法第5条の3第5項の規定に基づき適格外国仲介業者の承認を取り消しましたから通知します。 (該当事実) ☐ 申請書類に不備又は不実の記載があること ☐ 適格外国仲介業者による通知に係る確認を行うこと又は支払調書を提出することが困難と認められること ☐ その他（ ） (規格A4) 24.12改正	

改正後	改正前																
(328 光ディスク等による提出の承認通知書) <table><tr><td>営業所所在地</td><td></td></tr><tr><td>営業所名称</td><td></td></tr><tr><td>営業所長氏名</td><td>殿</td></tr></table> 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 光ディスク等による提出の承認通知書 平成 年 月 日付でされた光ディスク等による提出の承認申請については、承認しましたから通知します。 なお、この承認を受けて提出された光ディスク等の規格等が申請の内容と異なる場合には、指示に従って光ディスク等の再提出又は国税電子申告・納税システムによる送信をしてください。 <table><tr><td>承認番号</td><td></td></tr></table> 26.06 改正	営業所所在地		営業所名称		営業所長氏名	殿	承認番号		(327 光ディスク等による提出の承認通知書) <table><tr><td>営業所所在地</td><td></td></tr><tr><td>営業所名称</td><td></td></tr><tr><td>営業所長氏名</td><td>殿</td></tr></table> 平成 年 月 日 財務事務官 税務署長 印 光ディスク等による提出の承認通知書 平成 年 月 日付でされた光ディスク等による提出の承認申請については、承認しましたから通知します。 なお、この承認を受けて提出された光ディスク等の規格等が申請の内容と異なる場合には、指示に従って光ディスク等の再提出又は国税電子申告・納税システムによる送信をしてください。 <table><tr><td>承認番号</td><td></td></tr></table> 25. 06	営業所所在地		営業所名称		営業所長氏名	殿	承認番号	
営業所所在地																	
営業所名称																	
営業所長氏名	殿																
承認番号																	
営業所所在地																	
営業所名称																	
営業所長氏名	殿																
承認番号																	

改 正 後	改 正 前												
(329 光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書) <table><tr><td>営 業 所 所 在 地</td><td></td></tr><tr><td>営 業 所 名 称</td><td></td></tr><tr><td>営 業 所 長 氏 名</td><td>殿</td></tr></table> 平成 年 第 月 号 日 税 務 署 長 財務事務官 印 光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書 平成 年 月 日付でされた光ディスク等による提出の承認申請については、以下に掲げる理由により、却下します。 (処分の理由) 26.06 改正 (規格 A 4)	営 業 所 所 在 地		営 業 所 名 称		営 業 所 長 氏 名	殿	(328 光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書) <table><tr><td>営 業 所 所 在 地</td><td></td></tr><tr><td>営 業 所 名 称</td><td></td></tr><tr><td>営 業 所 長 氏 名</td><td>殿</td></tr></table> 平成 年 第 月 号 日 財務事務官 税務署長 印 光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書 平成 年 月 日付でされた光ディスク等による提出の承認申請については、以下に掲げる理由により、却下します。 (処分の理由) 25.06 (規格 A 4)	営 業 所 所 在 地		営 業 所 名 称		営 業 所 長 氏 名	殿
営 業 所 所 在 地													
営 業 所 名 称													
営 業 所 長 氏 名	殿												
営 業 所 所 在 地													
営 業 所 名 称													
営 業 所 長 氏 名	殿												

改正後	改正前												
(333 本店等一括提供に係る承認通知書) <table><tr><td>営業所所在地</td><td></td></tr><tr><td>営業所名称</td><td></td></tr><tr><td>営業所長氏名</td><td>殿</td></tr></table> 第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 印 本店等一括提供に係る承認通知書 平成 年 月 日付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、承認しましたから通知します。 26.06 改正 (規格 A 4)	営業所所在地		営業所名称		営業所長氏名	殿	(332 本店等一括提供に係る承認通知書) <table><tr><td>営業所所在地</td><td></td></tr><tr><td>営業所名称</td><td></td></tr><tr><td>営業所長氏名</td><td>殿</td></tr></table> 第 号 平成 年 月 日 財務事務官 税務署長 印 本店等一括提供に係る承認通知書 平成 年 月 日付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、承認しましたから通知します。 26. 03 (規格 A 4)	営業所所在地		営業所名称		営業所長氏名	殿
営業所所在地													
営業所名称													
営業所長氏名	殿												
営業所所在地													
営業所名称													
営業所長氏名	殿												

改 正 後		改 正 前													
(334 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書) <table><tr><td>営 業 所 所 在 地</td><td></td></tr><tr><td>営 業 所 名 称</td><td></td></tr><tr><td>営 業 所 長 氏 名</td><td>殿</td></tr></table> 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 国 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書 平成 年 月 日付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、以下に掲げる理由により、却下します。 (処分の理由) 26.06 改正		営 業 所 所 在 地		営 業 所 名 称		営 業 所 長 氏 名	殿	(333 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書) <table><tr><td>営 業 所 所 在 地</td><td></td></tr><tr><td>営 業 所 名 称</td><td></td></tr><tr><td>営 業 所 長 氏 名</td><td>殿</td></tr></table> 平成 年 月 日 財務事務官 税務署長 国 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書 平成 年 月 日付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、以下に掲げる理由により、却下します。 (処分の理由) 26.03		営 業 所 所 在 地		営 業 所 名 称		営 業 所 長 氏 名	殿
営 業 所 所 在 地															
営 業 所 名 称															
営 業 所 長 氏 名	殿														
営 業 所 所 在 地															
営 業 所 名 称															
営 業 所 長 氏 名	殿														

改 正 後	改 正 前																								
(335 非課税適用確認書) 非課税適用確認書 1 使用目的 「非課税適用確認書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 1 号に定める書類を交付する際に使用する。 2 出力対象 「非課税適用確認書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に非課税適用確認書の交付申請がない場合に出力される。 3 出力時期 「非課税適用確認書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼働日以降出力が可能となる。 4 出力順序 (1) (2)に定める非課税適用確認書以外の非課税適用確認書 以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。 ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号） ② 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称） ③ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地） ④ 金融商品取引業者等の営業所の名称 ⑤ 金融商品取引業者等の営業所の所在地 ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。） ⑦ 申請者のフリガナ ⑧ 投資者の整理番号 (2) 同一日付の重複申請に係る非課税適用確認書 以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。 ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号） ② 金融商品取引業者等の営業所の名称 ③ 金融商品取引業者等の営業所の所在地 ④ 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称） ⑤ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地） ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。） ⑦ 申請者のフリガナ ⑧ 投資者整理番号 5 出力要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>確 認 書 番 号</td><td>(YYMMDD－NNNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNNN : 局署番号 F : 種別（1：非課税適用確認書（資料センター出力分） (4：非課税適用確認書（所轄暑出力分） ZZZZZZ : 通番（上記の中での通番）</td></tr><tr><td>申 請 者 の フ リ ガ ナ</td><td>申請者のフリガナを印字する。</td></tr><tr><td>申 請 者 の 氏 名</td><td>申請者の氏名を印字する。</td></tr><tr><td>申 請 者 の 生 年 月 日</td><td>申請者の生年月日を印字する。</td></tr><tr><td>申 請 者 の 基 準 日</td><td>申請者の基準日を印字する。</td></tr></table>	項 目	内 容	確 認 書 番 号	(YYMMDD－NNNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNNN : 局署番号 F : 種別（1：非課税適用確認書（資料センター出力分） (4：非課税適用確認書（所轄暑出力分） ZZZZZZ : 通番（上記の中での通番）	申 請 者 の フ リ ガ ナ	申請者のフリガナを印字する。	申 請 者 の 氏 名	申請者の氏名を印字する。	申 請 者 の 生 年 月 日	申請者の生年月日を印字する。	申 請 者 の 基 準 日	申請者の基準日を印字する。	(334 非課税適用確認書) 非課税適用確認書 1 使用目的 「非課税適用確認書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 1 号に定める書類を交付する際に使用する。 2 出力対象 「非課税適用確認書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に非課税適用確認書の交付申請がない場合に出力される。 3 出力時期 「非課税適用確認書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼働日以降出力が可能となる。 4 出力順序 (追 加) 以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。 ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号） ② 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称） ③ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地） ④ 金融商品取引業者等の営業所の名称 ⑤ 金融商品取引業者等の営業所の所在地 ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。） ⑦ 申請者のフリガナ (追 加) (追 加) 5 出力要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>確 認 書 番 号</td><td>(YYMMDD－NNNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNNN : 局署番号 F : 種別（1：非課税適用確認書） (追 加) ZZZZZZ : 通番（上記の中での通番）</td></tr><tr><td>申 請 者 の フ リ ガ ナ</td><td>申請者のフリガナを印字する。</td></tr><tr><td>申 請 者 の 氏 名</td><td>申請者の氏名を印字する。</td></tr><tr><td>申 請 者 の 生 年 月 日</td><td>申請者の生年月日を印字する。</td></tr><tr><td>申 請 者 の 基 準 日</td><td>申請者の基準日を印字する。</td></tr></table>	項 目	内 容	確 認 書 番 号	(YYMMDD－NNNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNNN : 局署番号 F : 種別（1：非課税適用確認書） (追 加) ZZZZZZ : 通番（上記の中での通番）	申 請 者 の フ リ ガ ナ	申請者のフリガナを印字する。	申 請 者 の 氏 名	申請者の氏名を印字する。	申 請 者 の 生 年 月 日	申請者の生年月日を印字する。	申 請 者 の 基 準 日	申請者の基準日を印字する。
項 目	内 容																								
確 認 書 番 号	(YYMMDD－NNNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNNN : 局署番号 F : 種別（1：非課税適用確認書（資料センター出力分） (4：非課税適用確認書（所轄暑出力分） ZZZZZZ : 通番（上記の中での通番）																								
申 請 者 の フ リ ガ ナ	申請者のフリガナを印字する。																								
申 請 者 の 氏 名	申請者の氏名を印字する。																								
申 請 者 の 生 年 月 日	申請者の生年月日を印字する。																								
申 請 者 の 基 準 日	申請者の基準日を印字する。																								
項 目	内 容																								
確 認 書 番 号	(YYMMDD－NNNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNNN : 局署番号 F : 種別（1：非課税適用確認書） (追 加) ZZZZZZ : 通番（上記の中での通番）																								
申 請 者 の フ リ ガ ナ	申請者のフリガナを印字する。																								
申 請 者 の 氏 名	申請者の氏名を印字する。																								
申 請 者 の 生 年 月 日	申請者の生年月日を印字する。																								
申 請 者 の 基 準 日	申請者の基準日を印字する。																								

改 正 後	改 正 前																		
(335 非課税適用確認書) <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>申請者の基準日における国内の住所</td><td>申請者の基準日における国内の住所を印字する。</td></tr><tr><td>勘 定 設 定 期 間</td><td>勘定設定期間を印字する。</td></tr><tr><td>整 理 番 号</td><td>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置専用の整理番号を印字する。</td></tr><tr><td>参 考 事 項</td><td>金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を印字する。</td></tr><tr><td>年 月 日</td><td>非課税適用確認書を作成した年月日を印字する。</td></tr><tr><td>税 務 署 名</td><td>非課税適用確認書を交付する税務署の名称を印字する。</td></tr><tr><td>税 務 署 長 名</td><td>非課税適用確認書の作成時点における税務署長名を印字する。</td></tr><tr><td>官 印</td><td>税務署長印を印字する。</td></tr></table>	項 目	内 容	申請者の基準日における国内の住所	申請者の基準日における国内の住所を印字する。	勘 定 設 定 期 間	勘定設定期間を印字する。	整 理 番 号	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置専用の整理番号を印字する。	参 考 事 項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を印字する。	年 月 日	非課税適用確認書を作成した年月日を印字する。	税 務 署 名	非課税適用確認書を交付する税務署の名称を印字する。	税 務 署 長 名	非課税適用確認書の作成時点における税務署長名を印字する。	官 印	税務署長印を印字する。	(334 非課税適用確認書) (同 左)
項 目	内 容																		
申請者の基準日における国内の住所	申請者の基準日における国内の住所を印字する。																		
勘 定 設 定 期 間	勘定設定期間を印字する。																		
整 理 番 号	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置専用の整理番号を印字する。																		
参 考 事 項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を印字する。																		
年 月 日	非課税適用確認書を作成した年月日を印字する。																		
税 務 署 名	非課税適用確認書を交付する税務署の名称を印字する。																		
税 務 署 長 名	非課税適用確認書の作成時点における税務署長名を印字する。																		
官 印	税務署長印を印字する。																		

改 正 後	改 正 前								
(336) 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書 1 使用目的 「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 2 号に定める書面を交付する際に使用する。 2 出力対象 「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に非課税適用確認書の交付申請がある場合に出力される。 (注) 次の場合も出力対象となる。 ① 申請者が、非課税口座を設定しようとする年の 1 月 1 日において 20 歳以上でない場合 ② 申請書が、勘定設定期間の終了の日の属する年の 10 月 1 日以後に提出されている場合 3 出力時期 「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼働日以降出力が可能となる。 4 出力順序 (1) (2)に定める「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」以外の「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」 以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。 ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号） ② 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称） ③ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地） ④ 金融商品取引業者等の営業所の名称 ⑤ 金融商品取引業者等の営業所の所在地 ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。） ⑦ 申請者のフリガナ ⑧ 投資者の整理番号 (2) 同一日付の重複申請に係る「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」 以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。 ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号） ② 金融商品取引業者等の営業所の名称 ③ 金融商品取引業者等の営業所の所在地 ④ 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称） ⑤ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地） ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。） ⑦ 申請者のフリガナ ⑧ 投資者整理番号 5 出力要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>通 知 書 番 号</td><td>(YYMMDD－NNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNN : 局署番号 F : 種別 2：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（資料センター出力分） 3：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（同一日付の</td></tr></table>	項 目	内 容	通 知 書 番 号	(YYMMDD－NNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNN : 局署番号 F : 種別 2：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（資料センター出力分） 3：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（同一日付の	(335) 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書 1 使用目的 「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 2 号に定める書面を交付する際に使用する。 2 出力対象 「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に非課税適用確認書の交付申請がある場合に出力される。 (注) 次の場合も出力対象となる。 ① 申請者が、非課税口座を設定しようとする年の 1 月 1 日において 20 歳以上でない場合 ② 申請書が、勘定設定期間の終了の日の属する年の 10 月 1 日以後に提出されている場合 3 出力時期 「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼働日以降出力が可能となる。 4 出力順序 (追 加) 以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。 ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号） ② 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称） ③ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地） ④ 金融商品取引業者等の営業所の名称 ⑤ 金融商品取引業者等の営業所の所在地 ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。） ⑦ 申請者のフリガナ (追 加) 5 出力要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>通 知 書 番 号</td><td>(YYMMDD－NNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNN : 局署番号 F : 種別 2：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（資料センター出力分） 3：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（所轄署出力</td></tr></table>	項 目	内 容	通 知 書 番 号	(YYMMDD－NNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNN : 局署番号 F : 種別 2：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（資料センター出力分） 3：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（所轄署出力
項 目	内 容								
通 知 書 番 号	(YYMMDD－NNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNN : 局署番号 F : 種別 2：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（資料センター出力分） 3：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（同一日付の								
項 目	内 容								
通 知 書 番 号	(YYMMDD－NNNN－F－ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNN : 局署番号 F : 種別 2：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（資料センター出力分） 3：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（所轄署出力								

改 正 後		改 正 前	
(336 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書)		(335 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書)	
項 目	内 容	項 目	内 容
	重複申請に係る所轄署出力分以外の所轄署出力分) 5：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（同一日付の 重複申請に係る所轄署出力分） Z Z Z Z Z Z Z Z：通番（上記の中での通番）	分) (追 加) Z Z Z Z Z Z Z Z：通番（上記の中での通番）	
問 合 せ 番 号	(Y Y M M D D－N N N N N－F－Z Z Z Z Z Z Z Z) Y Y M M D D：名寄せ処理をした日（年は西暦下2桁） N N N N N：局署番号 F：種別 2：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（資料センタ ー出力分） 3：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（所轄署出力 分） Z Z Z Z Z Z Z Z：通番（上記の中での通番）	問 合 せ 番 号	(Y Y M M D D－N N N N N－F－Z Z Z Z Z Z Z Z) Y Y M M D D：名寄せ処理をした日（年は西暦下2桁） N N N N N：局署番号 F：種別 2：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（資料センタ ー出力分） 3：非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（所轄署出力 分） Z Z Z Z Z Z Z Z：通番（上記の中での通番）
申 請 者 の フ リ ガ ナ	申請者のフリガナを印字する。	申 請 者 の フ リ ガ ナ	申請者のフリガナを印字する。
申 請 者 の 氏 名	申請者の氏名を印字する。	申 請 者 の 氏 名	申請者の氏名を印字する。
申 請 者 の 生 年 月 日	申請者の生年月日を印字する。	申 請 者 の 生 年 月 日	申請者の生年月日を印字する。
申 請 者 の 住 所	申請者の住所を印字する。	申 請 者 の 住 所	申請者の住所を印字する。
勘 定 設 定 期 間	勘定設定期間を印字する。	勘 定 設 定 期 間	勘定設定期間を印字する。
参 考 事 項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を印 字する。	参 考 事 項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を印 字する。
理 由	次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める定型文を印字する。 1 2《出力対象》に該当する場合 租税特別措置法第37条の14第10項第2号に該当するため。 2 2《出力対象》の（注）①に該当する場合 申請者から提出された非課税適用確認書の交付申請書は、租税特別措置法第37条の 14に定める要件（同条第5項第1号に規定する年齢制限）を満たしていないことから、 当該申請書には効力がないため。 3 2《出力対象》の（注）②に該当する場合 申請者から提出された非課税適用確認書の交付申請書は、租税特別措置法第37条の 14に定める要件（同条第6項に規定する申請書の提出期間）を満たしていないことか ら、当該申請書には効力がないため。	理 由	次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める定型文を印字する。 1 2《出力対象》に該当する場合 租税特別措置法第37条の14第10項第2号に該当するため。 2 2《出力対象》の（注）①に該当する場合 申請者から提出された非課税適用確認書の交付申請書は、租税特別措置法第37条の 14に定める要件（同条第5項第1号に規定する年齢制限）を満たしていないことから、 当該申請書には効力がないため。 3 2《出力対象》の（注）②に該当する場合 申請者から提出された非課税適用確認書の交付申請書は、租税特別措置法第37条の 14に定める要件（同条第6項に規定する申請書の提出期間）を満たしていないことか ら、当該申請書には効力がないため。
年 月 日	非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日を印字する。	年 月 日	非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日を印字する。
税 務 署 名	非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書を交付する税務署の名称を印字する。	税 務 署 名	非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書を交付する税務署の名称を印字する。
税 務 署 長 名	非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成時点における税務署長名を印字す る。	税 務 署 長 名	非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成時点における税務署長名を印字す る。
官 印	税務署長印を印字する。	官 印	税務署長印を印字する。
同一日付の重複申請 分である旨	同一日付の重複申請に係る非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書には、次の定型 文を印字する。 あなたからの非課税適用確認書の交付申請については、2以上の金融商品取引業者等から	(追 加)	

改正後	改正前								
(336 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書) <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td></td><td> 税務署長へ同一日付で重複して申請が行われています。 そのため、非課税適用確認書は他の金融商品取引業者等（この通知書を交付した金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等）に交付されており、その金融商品取引業者等からあなたに対して、非課税口座開設の意思確認の連絡があります。 </td></tr></table>	項目	内容		税務署長へ同一日付で重複して申請が行われています。 そのため、非課税適用確認書は他の金融商品取引業者等（この通知書を交付した金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等）に交付されており、その金融商品取引業者等からあなたに対して、非課税口座開設の意思確認の連絡があります。	(335 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書) <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td> (追加) </td><td></td></tr></table>	項目	内容	(追加)	
項目	内容								
	税務署長へ同一日付で重複して申請が行われています。 そのため、非課税適用確認書は他の金融商品取引業者等（この通知書を交付した金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等）に交付されており、その金融商品取引業者等からあなたに対して、非課税口座開設の意思確認の連絡があります。								
項目	内容								
(追加)									

改 正 後	改 正 前
附 則 (適用時期) この法令解釈通達による改正後の 184-2、185-2 及び 186-2 の取扱いについては、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。	(新 設)